

第6回太平洋広域漁業調整委員会議事録

平成18年3月27日

水産庁

目 次

日時

平成18年3月27日(月) 14:00~16:30

場所

アジュール竹芝 天平の間

出席者

(委員)

澁川 弘	(社)全国豊かな海づくり推進協会副会長理事
澤口政仁	三沢市漁業協同組合代表理事組合長
叶谷守久	福島県漁業協同組合連合会副会長
外記栄太郎	千葉海区漁業調整委員会会長
竹内正一	東京海区漁業調整委員会会長
磯部 進	みうら漁業協同組合理事
橋ヶ谷善生	静岡海区漁業調整委員会会長
吉戸一紀	篠島漁業協同組合組合長
迫間虎太郎	三重県海区漁業調整委員会委員
網本成吉	田辺漁業協同組合代表理事組合長
左海 守	日和佐町漁業協同組合代表理事組合長
澳本勝彦	大方町漁業協同組合代表理事組合長
林 穂積	日振島漁業協同組合代表理事組合長
金丸昌洋	宮崎大学非常勤講師
福島哲男	株式会社福島漁業代表取締役
鈴木徳穂	丸徳漁業株式会社代表取締役
山田洋二	株式会社浜平漁業代表取締役
伊妻壯悦	伊妻漁業株式会社代表取締役
宮本利之	有限会社昭和水産代表取締役
有元貴文	東京海洋大学海洋科学部海洋生物資源学科教授
山下東子	明海大学経済学部経済学研究科教授

(水産庁)

小林芳雄 水産庁長官
五十嵐太乙 水産庁資源管理部長
武田真甲子 資源管理部管理課長
長谷成人 資源管理部管理課資源管理推進室長
大橋貴則 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐
小池幹人 資源管理部管理課資源管理推進室T A E班課長補佐
富田智明 資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班課長補佐

議題

- (1) 資源回復計画について
- (2) 平成18年度資源管理・栽培漁業関係予算について
- (3) 特別テーマ「広域資源に関する漁場整備のあり方について」
- (4) その他

開 会

事務局（小池） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、都道県海区互選委員のうち北海道の川崎委員、岩手県の宮古漁業協同組合・代表理事組合長の大井委員、宮城の阿部委員、茨城の深澤委員、並びに大分県の荻田委員、大臣選任委員のうち山本委員、砂山委員、以上の方々が事情やむを得ず御欠席されておりますけれども、委員定数28名のうち過半数を超える21名の委員の方々の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします第101条の規定に基づきまして本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事進行につきましては澁川弘会長にお願いいたしたいと思います。澁川会長、よろしくお願いいたします。

澁川会長 本日は、年度末のまことに御多忙の中、委員の皆様方、また御来賓の方々におかれましては、第6回太平洋広域漁業調整委員会に御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

本日の委員会では、本委員会に設けられた部会が2つございますけれども、区域をまたがる資源回復計画であります「マサバ太平洋系群資源回復計画」の取り組み状況について報告を受けますとともに、計画の一部変更について御審議をいただく予定といたしております。

また、前回の委員会で、事務局から、本委員会は沿岸と沖合の漁業者の方々が席を同じくして資源回復・資源管理について対話できる貴重な場がありますので、計画以外の資源管理に関する事柄につきましても委員の皆様方の要望を踏まえて議論をしていきたいという話がありました。そこで本日は、特別テーマといたしまして「広域資源に関する漁場整備のあり方」といった議題が用意されております。各委員の方々におかれては日ごろから大変御関心のあるテーマだと思っておりますので、活発な御議論をちょうだいできればありがたいと思っております。

委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

挨拶

澁川会長 それでは、議事に入ります前に、本日は水産庁から小林長官が、御多忙の中、御出席いただいております。御挨拶をちょうだいいたしたいと思います。

小林長官 水産庁長官の小林でございます。委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本太平洋広域漁業調整委員会は6回目を迎えることになりました。この間、委員の皆様方にはいろいろな観点で御議論いただきまして、さまざまな取り組みをさせていただいたところであります。また、本日は年度末のお忙しい中を多数お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私どものいろいろな政策課題の中で資源の問題は重要課題でございます。今、会長からもお話がございましたが、資源回復計画の推進ということで取り組んでおります。特に本日御審議いただくマサバの太平洋系群であります。マサバは我が国にとって非常に貴重な資源でありますし、国民的にも大事な魚でございますが、長らく状況は非常に厳しゅうございました。それが2004年、一昨年に優勢な群が産まれたということでありまして、ちょうど今年、この魚が産卵期を迎えるときになるわけでございます。そういう意味で、せっかく産まれたマサバが今年どうやって活用されていくかということ、とりわけ私どもが進めております資源回復計画との関係でこれがいかに効果を上げるかという意味でも非常に注目しておりますし、ぜひ皆様方にいろいろな御議論をいただいて、よい方向に向けた方策が打ち出していければと思っております。

また、資源回復計画を14年から進めておりますが、今までの魚種ごとの対応に加えて、漁業種類ごとに包括的にやっていくということも打ち出してございまして、今後ともいろいろな工夫を重ねながら、より効果のある資源回復計画にしていきたい。また、資源の問題に加えまして、それをベースに付加価値の向上とか、漁業操業の効率化とか、いろいろなことが関係してきますので、そういったことも念頭に置いて、さらに効果的な取り組みを進めていきたいと思っております。

そういう中で、来年3月に向けて水産基本計画の見直し作業が始まっております。御案内のとおり1月に諮問いたしまして、今日も山下委員をはじめ資源・経営の関係で議論もいただきました。今までやってきた対策を項目ごとに分けて検証をしている最中ござい

ます。この議論でもさまざまな御意見等がございまして、今後、これをよく煮詰めながら具体的な政策としてどういうふうにつくっていくのかということが1年がかりの作業になるわけでございます。

その中では資源、そして経営ということが一つの大きなポイントだと思っております。資源につきましては今申しましたような形で、我が国周辺水域の資源回復がそれなりに効果も上がってきておりまして、この基本計画を進めている中である意味で効果の出ている一つの政策ではないかというふうに評価しています。

一方、国際的に見ますと、資源状況は非常に厳しく、特に国際的に魚食に対する需要が非常に増えております。よく言われる中国等の経済成長もさることながら、欧米を含めて魚に対する関心が非常に高まってきていることは事実でございまして、そういった中で我々は日本周辺の資源回復をどういうふうに行っていくかということとあわせて、周辺 これは従来からの中国、韓国、ロシアも当然でございますし、それから世界全体の資源回復・資源管理に日本が率先して取り組んでいくことが求められているのではないかと考えております。そういう意味でも、まず足もとの私どもの周辺水域での資源回復・管理をきちんとやっていきたいというふうに考えておりますので、今後の基本計画の見直しに当たりましては、皆様方の現場を踏まえた御意見や方向づけをいただければと思っておりますので、どうぞ引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

澁川会長 長官、どうもありがとうございました。

小林長官におかれましては、この後の御予定の関係で、ここで御退席なさるとのことでございます。

どうもありがとうございました。

(長官退席)

配付資料の確認

澁川会長 それでは、本日お配りしております資料の確認から入りたいと思います。事務局からお願い申し上げます。

事務局(小池) それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料ですが、まず本日の委員会の議事次第、委員名簿、配席図、それから本日の委員会の出席者名簿が2枚ございます。その後が御説明させていただく資料になりますけれども、資料1-1、資料1-2、資料1-3、この3部がマサバ太平洋系群資源回復計画にかかわるものでございます。それから、資料2といたしまして平成18年度の予算関係の資料、資料3といたしまして広域種に関する漁場整備のあり方の関係資料になります。以上が本日お配りしている資料でございます。不足等ございましたら、事務局の方にお申し付けいただければと思います。

澁川会長 皆さん、お手元に資料は間違いなくございますでしょうか。

議事録署名人の指名

澁川会長 それでは、これから議事に入らせていただきますが、最初に後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選んでおく必要がございます。これには、本委員会の事務規程第12条により会長の私から御指名をさせていただくこととなっております。僭越でございますが、私の方から指名をさせていただきます。

都道県海区互選委員からは宮崎県の金丸昌洋委員さん、農林水産大臣選任委員からは鈴木徳穂委員さんのお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願い申し上げます。

議 題

(1) 資源回復計画について

澁川会長 それでは、議題に入ります。議題(1)は「資源回復計画について」でございます。先ほど申し上げましたとおり、本委員会では、本委員会に設けられた2つの部会の区域をまたがる資源回復計画であります「マサバ太平洋系群資源回復計画」につきまして取り組み状況の報告を受け、また、前回の委員会の際に、事務局から本計画の今後の展開方向として取り組み範囲の拡大を検討している旨の報告があったところでありますので、本日の委員会で取り組み範囲の拡大に係る計画の一部変更について御審議をいただく予定でございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局(小池) 水産庁管理課の小池でございます。座って御説明させていただきます。

本日は計画の一部変更について御審議をいただくということでございますが、まず資源回復計画のこれまでの取り組み状況につきまして、資料1-1に基づき、本計画の核となる取り組みであります休漁措置の状況を中心にまず御説明し、その後、資料1-2に基づきまして昨年からはまりましたミニ船団化の状況を御説明し、その後、資料1-3に沿って今回お諮りいたします計画の一部見直し案について御説明をいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず資料1-1をごらんください。「マサバ太平洋系群資源回復計画の概要及び取り組み状況について」でございます。

計画の概要及び取り組み状況につきましては、これまでの委員会でもその都度御説明をしてきているわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、本日は計画の一部見直しについて御審議いただくということでございますので、これまで委員会で行った説明と重複する部分はございますけれども、計画のスタート時点からの状況を含めて御説明させていただきたいと思っております。

本計画につきましては皆様方御承知のとおり平成15年10月に作成・公表されております。その後、マサバ太平洋系群につきましては、卓越年級群等の資源状況の発生量がよいときに、タイミングを逃がすことなく保護することによって、資源回復に必要な数量の産卵親魚を確保し、資源の回復を図っていくというコンセプトのもと、現在までのところ、太平洋北部水域の大中型まき網漁業において、休漁を核の取り組みといたしまして、それにあわせて減船、ミニ船団化等にも取り組んできているところでございます。

計画の核であります休漁措置につきましては、2の(1)に書いてありますが、定期休漁と臨時休漁の組み合わせで実施するというところでスタートいたしております。

この具体的な取り組み状況は3に書いてございます。これまでの説明と重複しますが、平成15年度漁期から申し上げますと、平成15年度の漁期の計画がつくられてから平成16年の6月までの間に7日間の休漁を行い、延べで185力統が休漁し、全体の削減率は13%という状況でございました。

そこで、八として残り効果試算をお示ししております。これについても前回の委員会で御説明いたしましたけれども、改めて確認の意味で御説明させていただきます。この休漁効果試算につきましては、印のところに書いてありますとおり、仮に休漁日に出漁して操業していた場合、どのぐらいの漁獲量があったかということをお休漁日前後の平均の漁獲量から計算上求めた数値でございます。この計算方法につきましては、資料の4ペー

ジの下の2番の表で一番上の欄に「計算方法」という欄を設けてございますけれども、このような計算方法に基づきまして、平均の漁獲量の出し方を操業統日数単位で求めるという方法と平均漁獲量を日数単位で求めるという2つの方法で求めた数値でございます。計算式はここにお示ししたとおりでございます。特に今回計算方法を変えたわけではございませんけれども、確認の意味で再度御説明させていただきました。その計算方法に基づいて算出した数字を八のところにお示ししているということでございまして、平成15年度漁期は2010トン～6609トンという数字になっている。計算上求めた数字がこのようになっているということでございます。

続きまして、16年度漁期の状況でございます。16年度漁期につきましては、休漁日数が22日、延べ休漁統日数が615力統、全体の削減率が21%ということでございます。先ほど申し上げた計算方法に基づいて試算した数字がこのような数字になるということで、八のところでお示しております。

2ページにまいりまして、平成17年度漁期はどういう状況かということでございます。10月に開催された前回委員会では9月までの状況について御説明させていただいておりましたが、今回は2月末日までの数字を掲載してございます。昨年10月以降、22日、延べ746力統の休漁が実施されておまして、合計で平成17年度漁期、去年の7月から今年の2月までの間で、休漁日数で28日、延べ休漁統日数で914力統日となっております。削減率は32%という状況でございます。八の残り残し効果試算につきましては、同じような計算方法で求めた数字を載せてございます。

以上が休漁の状況ですけれども、平成17年度漁期の休漁の詳細につきましては資料の5ページ以降に載せてございます。今申し上げたとおり17年度漁期については現在までのところ28日の休漁をしているわけですが、こういった時期に行われているということでございます。左から2つ目の欄をごらんいただきますと定時と臨時の区別がございまして、一番上の第18回、「定時」と書いてある部分は定時休漁を実施しましたが、それ以降はすべて臨時休漁という形で、水揚げが多かった場合、その翌日は機動的に休むというような取り組みを行っているところでございます。6ページ以降に日別の漁獲状況等も載せてございますので、これらは参考にさせていただければと思います。

また、休漁につきましては、ただいま説明しました15年度漁期、いわゆるスタート時点からの状況につきまして、これも前回委員会でお示ししておりますけれども、図と表という形で資料をつくってございます。資料の3ページにこれまでの取り組みについての効果

試算図がございますが、これはこの期間にあった実際の漁獲量、そして先ほど申し上げた計算方法に基づいて求めた獲り残し量をグラフでお示しているものでございます。4ページにはこのグラフのもとになりました表を添付しておりますので、これについても参考までにごらんいただければと思います。

2ページに戻っていただきまして、以上のように、休漁を核として、減船、それから後ほど資料1-2に基づいて御説明いたしますが、ミニ船団化という取り組みもあわせて行っている状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、4番に「展開方向」と書いてございますけれども、今回、マサバ太平洋系群の資源回復計画につきまして、産卵親魚保護の必要性が認められた場合には、関係漁業者の合意のもと、機動的な取り組みができるように計画の一部見直しを行うとともに、現在も取り組みを行っております太平洋北部水域の大中型まき網漁業の関係漁業者の方々におかれても、今までの実績を踏まえ、また資源状況を踏まえ、より効果的な休漁の実施等、取り組み内容の高度化の推進を今後とも図っていきたいと考えております。今回、産卵親魚保護の観点から計画の一部見直しを行うこととしているわけでございます。

以上が資料1-1についての御説明でございます。

事務局（富田） 沿岸沖合課の富田でございます。それでは、資料1-2、「大中型まき網漁業の合理化に向けたミニ船団化の取組」という資料に基づきまして、ミニ船団化の取り組みについて御説明させていただきます。この広域漁業調整委員会でも過去2回ほどミニ船団化について御説明しておりますけれども、確認のため、もう一度御説明させていただきます。

御存じのとおり、中型まき網漁業のミニ船団化につきましては、従来の1船団4隻～6隻から、運搬機能を持った網船と運搬船という2隻に縮減することによって、乗組員数と採算コストを下げ、かつ漁獲努力量は現行より増やさず、収益性を下げ、安定的な経営を図ることを目的としております。

また、網船を大型化することによって労働環境の改善を図ることを目的としまして、昨年の旧来の80トン型に対応するミニ船団におきましては、「石田丸」さんが建造されて試験操業しておりますが、これについては6月3日から、135トン型に対応する2層甲板の300トンの船「第八十八惣寶丸」におきましては、3月22日となっておりますが、実質、4月から操業を開始しております。大体1年近く操業しているという状況になっております。

漁獲努力量を制限する基準といたしましては、魚艙容積と網置き場の面積の基準を設けて漁獲努力量の制限をいたしております。

結果はそこに書いてあるとおりでございます。80トン型におきましては、従来船団これは北部太平洋の80トン型の同時期の操業漁獲量の平均でございますが、それが約9000トンであるのに対しまして、「第八十一石田丸」では約7000トン、約77%程度の漁獲量を揚げていているという状況でございます。「第八十八惣寶丸」につきましては、従来船団の方がカツオ・マグロ類とアジ・サバ・イワシ類について内訳がなく、一緒にした数字になっていますが、カツオ・マグロ類とサバ類等の漁獲を比較すると約80%ということになっています。アジ・サバ・イワシの時期が10月以降であると仮定いたしますと、「第八十八惣寶丸」においては従来船団の半分以下、50%に達しないという結果になっております。採算面におきましては、初年度ということで船の取り回し等いろいろあったと思いますけれども、「第八十八惣寶丸」においては従来船団平均の7割ぐらい、「石田丸」におきましては、若干単価のよいものをねらったという形もありますか、従来船団と同じぐらいというような採算になっています。採算という面では特に燃油高騰に対して非常に有効ではないかと思っておりますので、細かいデータとか試験操業している船主サイド等と協議して、御報告できるものについては今後も御報告していきたいと考えております。

以上でございます。

澁川会長 事務局の説明は計画変更もあわせてやってもらったらどうですか。

事務局（小池） それでは、資料1-3に基づき、今回お諮りする計画の一部見直しについて御説明いたします。

この資料は、右の欄に現行の資源回復計画を、左の欄に変更後の資源回復計画を示しておりまして、変更される部分についてアンダーラインを引いております。順番に御説明させていただきます。

まず計画の中の1の(2)でございます。「漁獲量の推移と資源回復の必要性」という部分ですけれども、ここについて、文章上の整理と、それから、右側の現行の方の下線部、「大量の未成魚を保護することにより、資源回復に必要な数量の産卵親魚を確保する」という書きぶりになっておりますが、今後は2004年級群が産卵親魚に加入することも期待できるわけでございますので、左の欄のように「大量の未成魚を保護するとともに、それらが親魚が成長した後も適切な管理を行うことにより、資源回復に必要な数量の産卵親魚を確保して、」云々という書きぶりに変更したいと考えてございます。

それから、3の「資源回復の目標」でございますが、これにつきましては最新の資源評価にあわせた修正を行うとともに、マサバ太平洋系群の資源回復については卓越年級群がどのような状況で入ってくるかということに大きくかかわってくる部分もございますけれども、比較的加入量がよかった2004年級群が産卵群に加わってくること、また産卵親魚保護という観点からの取り組みも拡大するというところで、できるだけ上を目指せる状況が生じたということであるので、最後になお書きといたしまして、現状で満足せず、さらに上を目指そうという趣旨の文言をつけ加えようというものでございます。

2ページにまいります。ここが中心的な内容になりますけれども、4の(1)、「漁獲努力量の削減措置」のところでございます。右の欄に現行が書いてございますが、今の資源回復計画においても未成魚が成長した段階で産卵親魚としての保護が必要となってくることから、計画の実施状況や資源の回復状況等を踏まえつつ、対象水域、また対象漁業の拡大を関係漁業者との協議を経て逐次図っていくという書きぶりになっているわけですが、北部太平洋海域の大中型まき網以外の漁業につきましては、右下の表のところがございますとおり、これまでは「資源状況を見極めつつ今後協議」という形で整理しておりました。この部分につきましては、左のように変更するものでございます。

まず、表の上の部分につきましては、何度も繰り返しになりますけれども、「産卵親魚の来遊量が増大し産卵親魚保護の必要性が認められた場合には、太平洋中部水域の大中型まき網漁業、中型まき網漁業及びさばたもすくい網漁業等において、それぞれの地域や漁業種類ごとに、関係漁業者の合意の下、その来遊状況等に応じて、産卵親魚保護のため休漁、漁場移動等の措置を行う。」とし、下の表のところも「資源状況を見極めつつ今後協議」ではなく、現時点で書ける範囲ではございますけれども、具体的な取り組みを整理することといたしました。

3ページですが、計画の5番に「漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置」という項目がございます。現在は太平洋北部水域の大中型まき網漁業だけが取り組みを行うというスタンスで書いているわけですが、2ページで御説明したとおり、産卵親魚保護の観点から太平洋中部海域の関係漁業者の方々にも取り組みを拡大させるということで、今度はみんなが一緒になってやっていくことになりますので、その書きぶりを整理しております。

簡単ではございますけれども、以上が今回の計画変更の中身でございます。

澁川会長 ありがとうございます。

資源回復計画に基づく休漁措置の実施状況及びミニ船団化についての説明と、取り組み範囲の拡大として今後新たな漁業への対応という3つの説明があったところであります。いろいろな数字が出て、なかなかわかりづらいのでございますけれども、これから御質問、御意見を賜ろうと思っております。適宜、どなたからでも、お願いします。いかがでございますか。

外記委員、どうぞ。

外記委員 水産基本法ができてから、持続的な資源管理ということで広域漁業調整委員会が生まれて既に4年近くが経過しているわけでございますけれども、太平洋広域漁業調整委員会は北と南に部会が分かれております。南にも高度回遊をするマサバによって生活をしなければいけない漁業者がたくさんおりますので、今回のこういう部会全体の舞台でサバ資源について協議していただく機会が与えられたことを大変ありがたいと考えております。

資源状態について特に中央水研の方にお尋ねをしたいのですが、私たちが非常に関心を持っておりますのは、2004年級群がどうなったかということをお大変危惧しております。まき網の方々も大変な努力をされまして、当初は定時休漁だけであったわけですが、17年度におきましては、定時は1回だけ、あとはすべて2500トン以上の水揚げがあった翌日は休漁するというので、現実には合った休漁をしていただいております。目的はあくまでも若齢魚の保護と産卵親魚の保護ということでやっただけだと思っております。

ただ、水産庁もいろいろと数字を出しておりますけれども、数字にはいろいろとあやがあるのではないかと思います。現実には、これだけ努力をしても、東京都の島の海域にはマサバがほとんど姿を見せておりません。現実には海を見ている私たちとしては、まだまだかなと考えておりますけれども、今もお話が出ましたように、今までと違いまして、まき網だけではなく、中部のまき網も、たもすくい網も、全部一緒になってサバの資源管理をしようということになっておりますけれども、18年あるいは19年に島海域にマサバが出現して、あの人たちがマサバを獲るような海になるというふうにお考えになっていらっしゃるかどうか、お尋ねしたいと思います。

澁川会長 外記委員、ありがとうございます。

思えば、この資源回復計画が策定されたとき、たくさんの議論があったわけございまして、中でも中部のまき網、たもすくいなど、いわば北のまき網以外の漁業につきましては様子を見ながらという話になっていたわけでありまして、それがこのたびの計画の変

更になっているわけでありませぬ。今日は、中央水研といひますか、センターの方からは来ていないのですけれども、詳細の話は聞いているようでございませぬので、事務局より話を聞かせていただきます。お願いしませぬ。

長谷室長 今回ひは研究者が来ておりませぬが、これから夏にかけてずっと整理がされると思ひますので、次回の秋の会議ではそこら辺のこと踏まえて発表してもらえればと思ひますけれども、24日に水研センターと水産庁で発表したものがございませぬ。私は研究者ではありませんで、その研究所の見解といふことで御紹介させていただきますと、2004年級群は相当加入がよかったといふふうに聞いておりませぬ。2005年7月時点の加入量が19億5000万尾と推定されている。これは、1992年といふのがかなりよかった年ですけれども、それに準ずる水準だったといふことです。研究所は、その時点から現時点までに11億尾獲られたといふふうに推定しておりませぬ。2004年はそういうことですが、それに比べると、2005年産まれについては、当初思っていたより、あるいは秋に研究者が報告していたものよりは、どうも悪いようだとといふふうに思っているようです。

それから、産卵場である伊豆海域までマサバがなかなかおりないといふことについてですけれども、研究所の見解としては、これまでのところ伊豆諸島周辺海域が低温傾向で推移しているのです、弱い、ほとんどないといふ見解を示しておられます。水温の要因が大きいといふことになりませぬと人為的にどうこうできない部分だと思ひますけれども、後半には伊豆の中でも北部水域あたりは多少あるのではないかとことを発表されておりませぬ。

いずれにしましても、今年どこまで行けるかといふことはあるのですけれども、たくさん入った2004年産まれが親になりませぬして、これからちょうど産卵時期を迎えますので、これを大事にしていくことが資源回復への重要なポイントではないかと思ひておりませぬ。

外記委員 もう一つは、過去を返らずといふふうに言ひませぬけれども、日本人にとってタンパク質の最たるものはサバとイワシとサンマだといふふうに考えておりませぬして、マサバは非常に大事な魚の一つだと考えておりませぬ。それで、昭和53年には147万トンのマサバが水揚げされました。そして昭和56年に大中型まき網の操業区域が犬吠から135度まで拡大されました。奇しくもそれから10年後、平成2年にはマサバの漁獲量は2万トンに落ちました。それを考えてみませぬすと、当時の水産庁の指導の仕方に問題があったのではないかと考えておりませぬ。そういう中で、今はたもすくいも全滅の状態になりませぬして。大中型のまき網の皆さんも大変な経営の中で、お互いに悪戦苦闘しているときでございませぬけれども、こういう轍は踏むべきではないと考えませぬので、今後の資源回復につきませぬして

は、お互いに過去を十分に反省しながら、水産庁としても国民の期待にこたえられるような、そんな指導を私から特にお願いしたいと思います。

澁川会長 水産庁、何か答えることはありますか。ないでしょうね。

まさにおっしゃるとおりでございます、その苦い経験を踏まえて今日があるのだらうと思っておりますが、課長から話をいただけるそうです。

武田課長 外記委員から大変重要な御指摘をいただきました。先ほどの長官の挨拶の中にもありましたけれども、基本法の見直しの中で資源管理と経営は両輪として重要だというふうに認識しております。そういう中で、資源の状況を見ながら、漁獲努力量がどのくらいであれば資源の再生産が可能で持続的に利用していくことができるかということが非常にポイントだと思っております。資源回復計画の取り組みを進めるに当たっても、現在漁船漁業の構造改革の議論も進めておりますけれども、そういったところと全部つながっている話だと思っておりますので、今の御指摘の点を踏まえて、しっかりやっていきたいと思っております。

澁川会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

磯部委員 神奈川の磯部です。サバの回復計画については、外記委員からお話がありましたとおりで、私もそう思います。大中まき網の方には休漁日設置とか、いろいろやってもらって、ありがたいと思っております。

神奈川県ではたもすくいが多いです。千葉県も多いんですが、昨年から今年はたもすくい船団が行っても全然サバが獲れない状態で、細かいゴマサバのビヒサバが多くて、大変困っている状況です。そこで、2ページの「サバたも網等」で「休漁・漁場移動等」とありますが、漁場移動というのはどういうことなんですか。それが一つ。

このことに関しては、旧の文章のように「資源状況を見極めつつ今後協議」ということにしたらいかがかと思えます。休漁日設置は2年間ですけれども、たもすくいの漁業者が行っても全然だめなのに、また休漁・漁場移動となると、承知しないと思うのです。現にさばたもすくいは年々減ってきて、一番苦しい時期だと思っておりますので、ここは今までどおりの「資源状況を見極めつつ今後協議」という文章でお願いしたいと思うのですけれども、いかがですか。

澁川会長 磯部委員の御意見について、どうですか。今までの協議の延長というお話ですが、経過の御説明を含めて、お願いします。

事務局（小池） 計画変更の考え方でございます。まず、漁場移動というのは、私どもが現場の方に伺いまして、関係漁業者の総会や漁労長さんたちの会議等に出席させていただいてお話をさせていただいたのですが、マサバの産卵親魚がある程度多いところ、今後の漁獲状況によって、この海域はマサバの産卵親魚が結構入ってくるねという海域が形成されたら、そこでの漁獲圧を軽減するために漁場移動することも一つのアイデアとして考えて、ここに書いているわけでございます。

それから、「資源状況を見極めつつ今後協議」ということでございますけれども、左側の欄の表の上をごらんいただきたいと思います。今回の計画変更は、ここにも書いてございますとおり、また先ほど委員の方からも御指摘があったとおり、2004年級群が産卵親魚群に加わるということですが、現実的には実際の沿岸漁業者の方々の目に見えているような状況にあるということではないわけでございます。そのような観点から、産卵親魚保護の必要性が認められた場合には機動的に取り組むという趣旨で、ここにもその文言を入れてございます。それから、来遊量といっても、地域や漁場によって変化があるわけでございますので、それぞれの地域や漁業種類ごとに、関係漁業者の合意のもと、かつ実際の来遊状況に応じた取り組みをしていただくという書きぶりを書いてございます。

その具体的な取り組みとして「休漁・漁場移動」ということございまして、これについては例示的に記載しているという形になっております。ですから、現時点での関係漁業者や関係県との意見交換を踏まえて、「資源状況を見極めつつ今後協議」というものを少し具体的に書いた内容でございます。

磯部委員 わかりました。そうですね。「関係漁業者の合意の下」と書いてあります。文章では書いてはありますけれども、下を見ると「休漁・漁場移動」とはっきり書いてあるので、漁業者の足もとと申しますか、神奈川県の下の方で現実にサバをやっている状況を見てやってもらいたいと思います。今、マサバが多くて、そのときに対処しますということであるので、「資源状況を見極めつつ」という今までどおりで書いていただければいいなと思っております。どうですか。

長谷室長 繰り返しかもしれませんが、もうおわかりいただいていると思いますが、今の状況ですぐ何かに取り組んでいただきたいということを書いているわけではない。山田委員のところの静岡の県まきの方では既に休漁の取り組みを決めていただいているのですが、たもすくいについては、現に来遊がないわけですから、その時点で当然何かやっていただくということを考えているわけではない。

一方で、幸いにもたくさんの方々が来遊する状況になったときには、その関係者の合意の上で取り組みをする。そういう意味で、例示として「休漁・漁場移動」と出ていますけれども、役人的ではあるかもしれませんが、「等」という字も入れさせていただいて、その時点で合意できたものをやるという意味で書かせていただいております。

先日は磯部委員のおられる関係漁業者の総会にも行って説明していただいて御了解いただいている文言でございまして、決して今すぐ何かをとということではありませんので、そういう意味合いの改正だということ御理解いただきたいと思っております。

磯部委員 大体わかりました。そういう状況になることを祈っていて、サンマ・サバが来て、たもすくいも休漁日を設定というのは、漁があることだし、お互いにいいと思いますが、そういうことは早急にあれしないでいただきたい。よろしく申し上げます。

澁川会長 磯部委員、ありがとうございました。

それでは、福島委員、例のミニ船団に関する話はございませんか。

福島委員 先ほど富田班長から資料1-2で当社の「第八十八惣寶丸」のミニ船団についての説明がございましたが、過日、これに深くかかりました海洋システム協会の会長さんや大日本水産会から資料が整いましたら皆様に御発表願いたいという要請を受けておりまして、実は今日午前中に大日本水産会の窓口になっております方とお会いしましたところ、操業は1年間分はできましたが、どのような話を組み立てればよいのか、その辺の打ち合わせをしまいいりました。今日のお話に基づきまして、明日帰りまして、私の方としても皆さんに御発表する資料づくりに取りかかりたいと考えております。期日は、来月の4月13日の木曜日、午後2時から、大日本水産会の会議室を借りまして、そこで皆様にお話をするというふうに今日午前中に決めてまいりました。

以上です。

澁川会長 ありがとうございました。

試験操業をなさって、その成果のデータがある程度ストックされたので、御発表の機会がやっと出たと、こういうことでしょうか。

福島委員 そのとおりです。操業をしている期間中に二度ほど要請があったのですが、あのころはカツオ・マグロの操業にかかわっていたときでありましたり、それから、先ほど富田班長からもお話がありましたように、この船は4月上旬に出航して、10月の半ばぐらいで端物操業を切り上げ、網を積みかえて近海のサバ・イワシを操業して、2月27日に切り上げ、今は生まれ故郷のドッグに行っております。そういうことで、全部資料が整う

まで待ってくださいというふうに私の方からお願い申し上げておりましたが、収支計算書から何から全部そろいました。今、まだ集計していますけれども、そういったことで私の話をする内容をどの辺に詰めてやるか。技術的な面は私ではわかりかねるところがありますので、そのときは造船所さんの方にスライド等もお持ちしていただいて皆様にお話し申し上げようと、こういうことで打ち合わせを済ませてきたということでございます。

澁川会長 ありがとうございます。4月13日にほぼ1年の成果の御発表があらうと、こういう話でございます。

鈴木さん、どうぞ。

鈴木委員 私は今問題になっている北部で、周年80トン型でイワシ・サバ類を中心に操業している者ですが、先ほどの外記委員さんの御意見は非常にもっともなことで、我々自体が肝に銘じなければならぬと、このように思っております。それで、この資源回復計画をやっているんですが、非常に量のでこぼこがあります。ただ、これをやることによって将来はイワシが大変な中でサバに期待を持つ、あるいは持てるというような意識に船主・船員ともがなってきたように思っております。

そこで参考までに申し上げます。先ほど磯部委員からもお話がありましたが、たもすくいとまき網の違いもありますし、海区も違いますから、何とも言えないのですけれども、まき網でも、始めるときは、イワシが獲れない、サバは確かに少ないから資源回復をしなければならぬけれども、獲れなくて経営が大変なときに休漁をしていたら経営が破綻してしまうのではないかと、破綻した後に資源が回復しても誰が責任をとってくれるのかという議論が相当あって、踏み切ることがなかなか容易でなかった。水産庁の御指導と説得のもとに踏み切ったわけですが、今は獲れなくても潮流の関係でどこかにはいるのだらう、我々がこれだけ漁獲を削減して資源回復をやっているのだからというような意識になってまいりました。

我々としては2～3年続けてきたわけですが、海は続いているというのは当たり前のことですし、我々もこの計画を自信を持って続けていきたいと思うと同時に、他海区、あらゆるところでこういうことをやっていただければありがたいなと思っております。そして本日、中部海域のまき網も、いつ、どういう形かということは別にしまして、やっていただけるようになる、たもすくいさんも協力いただけるということで、我々の希望もより大きく持てるのではないかとということで、感謝申し上げます。

磯部委員さんの御意見ももっともなことで、我々もそれで非常に悩んだ経緯があったと

いうことをつけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

澁川会長 山田委員さん、何か御意見ございませんか。

山田委員 皆さんが言ってくれたことと同感でございます、特につけ加えることはないとします。

鈴木委員 余分ですが、ちょっとつけ加えていいですか。

澁川会長 どうぞ。

鈴木委員 派生したことで今ちょっと気がついたんですが、獲ることの関係ではなくて流通の関係ですが、2500トン獲ると明日は休漁だということが周知徹底しているわけです。今までは買う方も、今日は2000トンだが明日も3000トンも4000トンも揚がるのかなということで、1日のうちに大暴落といいますか、先が見えない状態でしたけれども、2500トン獲ると休漁だということで買い人の方も計画が立ってやりやすいという話を聞いて、買い人の方からもある意味で喜んでもらっているということをつけ加えておきます。

澁川会長 鈴木委員、ありがとうございます。

ほかに、いかがでございますか。

では、橋ヶ谷さんの後、澤口さんをお願いします。

橋ヶ谷委員 静岡県の橋ヶ谷です。ただいま、たもすくいも休漁という話でしたが、私たちは個人的にも休漁をぜひしたいですよね。今はゼロなものですから、休漁しているようなものですが、ただ、それぐらいならいいけれども、倒産で自己破産だというような痛ましい件が今年になってからも大型船で2～3隻あります。7万7000トンから81万4000トンという獲り残し効果試算がございますね。少しでも中部の方へ下がってきているのなら納得度がありますけれども、この獲り残しのサバはどこへ行っているのかなという感じがいたします。そういったことで、水産庁では調査船等を出して、確かに獲り残したけれども、これは海流の関係で下へ下がないよ、この魚はこの辺にいますよというような、そういう調査ぐらいはできていいのではないかと考えております。

北部太平洋の皆さんには大変に申しわけないのですが、北部太平洋で休漁してくれているのだという話をしますと、「あれは価格調整だ」と言う連中もいまして、1日休んで、その翌日はまた同じ漁場で獲るのだから、そんなに影響はないよという一般の声もあるわけです。島の方へある程度下がってくれば、確かに休漁していただいて、獲り残しの資源が南へ下がっているから、これからどんどんふえるからという納得度もありますけ

れども、今のところはほとんどゼロ、壊滅に近いですね。山田さんあたりも中部太平洋でかなり調査をしているようですけれども、そんな状態ですので、県知事許可は非常に厳しくて、たもの径は70cmで動力を使つては悪いというような操業状態です。それでも下がってきて資源を保護しなければならないというのなら、両手を挙げて賛成で、協力いたしますが。

以上です。

澁川会長 ありがとうございます。

では、澤口さん。

澤口委員 ミニ船団のことでお尋ねしますが、「第八十八惣寶丸」さんの場合は漁獲された内容が詳細に記載されてありますけれども、「石田丸」さんの場合は何もないので、何が漁獲されているのか、私としては心配なところがございます。こういう新しい船団をつくられた場合は、「惣寶丸」さんのような内容を出していただければ、私ども沿岸漁業者としても納得がいくけれども、私どもの沿岸の沖合で操業している「石田丸」さんについて、その辺のことを何か出していただけないものかなと。福島委員さんの方から内容について発表するという非常に喜ばしい御意見が出ておりました感謝しておりますが。

そういったことで、私、昨年の10月にミニ船団になった場合に沿岸との線引きをどうするかという意見を出したはずでございますけれども、そういったことに対して水産庁はどのように考えているのか、今後十分検討して、次の委員会あたりで教えていただければと思っております。

以上でございます。

澁川会長 ありがとうございます。

次の委員会でというお話ですけれども、今の段階でコメントすることがあれば、お願いします。

事務局（富田） 「石田丸」さんの方はアジ・サバ・イワシ類しか獲っておりませんが、「第八十八惣寶丸」さんの場合は、135トンで、カツオ・マグロ、端物をねらう時期がございますので、そういう内訳があるということでございます。「石田丸」さんの方につきましては、イワシ・アジ・サバ類ということですので、特に魚種について書いておりません。当然80トン型と同じような操業をしているということでございます。

澤口委員 「石田丸」さんは80トン型と同じ操業をしているということですか。

事務局（富田） そこに書いてあるとおり、80トン型の移行船ということでございます

ので、80トン型と同じような操業形態でございます。日帰りで操業されております。「惣賣丸」さんについては135トン型の移行形態でございますので、4月から10月いっぱいぐらいまではカツオ・マグロをねらって、その後はイワシ・アジ・サバ類という操業形態でございます。「石田丸」さんの場合に特に魚種名を書いていないのは、そこは前提条件となっているといえますか、カツオ・マグロはねらいませんので、魚種についてはことわっておりません。これはアジ・サバ・イワシ類という理解でございます。

澤口委員 そうすると、例えば私どもの八戸の前沖にてイカでも何でもやるということなんでしょうか。

事務局（富田） 従来船団と同じ操業形態であるということでございます。

澁川会長 澤口委員、ミニ船団構想は、御案内のとおり絶対漁獲量を小さくしても経費率を落とすというところがミソだと、こういう視点でございます。「惣賣丸」もそうですけれども、たまたま対象魚種が少し違います。そういう方向で、少しでも経費率を落として、漁獲の影響量は従前より落とすという対応の中で明日を展開しようという流れがずっと来ているわけです。ここのところは前回も説明がありましたが、ずっとそのトーンで説明が続いておりまして、その実績の報告であるわけです。今後、ただいまのお話も含めまして、その後の状況、データ等がまとまってくると、逐次報告をしてもらいながら、さらに様子を見ていったらいかがでございましょうか。

長谷室長 繰り返しになってしまうかもしれませんが、80トン型、135トン型について、それぞれのタイプでミニ船団化の試験操業を始めた。それについて、特に沿岸の方から、そういう意図どおり、コスト削減をした上で漁獲努力量は増大しない、あるいは下がるというのは本当にそうなのかという御懸念があるので、こういう場で情報を出させていただいているということでございます。したがって、次回以降もそういう御懸念にこたえられるような情報を出して、見ていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

澁川会長 そういうことでございます。

ほかに。

外記委員、どうぞ。

外記委員 休漁でございますけれども、資源管理のスタートでございました平成15年における休漁につきましては、卓越年級群が出るということ想定しながら機動的にやるということで、当初は定時休漁だけで進んでまいったはずでございます。そのときに私は、

定時休漁はどんな漁業者でもみんなやるのだから、それについて国民の税金から休漁補償という形で払うことはおかしいのではないかと申し上げました。それが現在は変わりまして、さっき話が出たとおり、すべて臨時休漁になりました。それは価格調整にも大きなプラスになっていると思います。魚のいないところで幾ら休漁したってだめなんですから、私は、これからもあくまでも臨時の休漁で、現場に教わったやり方でやっていただきたいなと思います。

もう一つ、たもすくいの方の関係でございます。私も漁師ですから、その辺の事情はある程度わかるつもりですけれども、漁場移動というのは漁師が簡単にできることではないと思います。例えば、仮に東京都の島部にマサバの大群が来て、たもすくいも休漁あるいは漁場移動をしなければいけないという事態が起これば本当に幸せだと思えますけれども、例えば三本なら三本にマサバの大漁が来ているときに、何もいない大室出しでサバをやってくれということは漁師としてできることではないと思います。したがって、もしやるとすれば、マサバの産卵親魚が伊豆七島にふえたときに、休漁でやる。それも水産庁と東日本のサバとサンマの協会が十分相談をした上で休漁をして、まき網と同じように休漁補償を出してやるということが国として公平な道ではないかと思えますので、参考までに申し上げます。

澁川会長 外記委員、ありがとうございました。歩むべき明日の方向を御示唆いただきました。水産庁もしかと配慮がた、お願い申し上げます。

それでは、時間も大分経過しておりますので、この辺で次の話題に進めさせていただいてよろしいかと思えますが、その前に、マサバ太平洋系群資源回復計画の一部変更について、さまざまな御意見をいただきました。御意見を踏まえて水産庁に十分な対応をしていただくということを前提にしまして、本委員会として了承することとしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長 ありがとうございます。

また、あわせて申し上げておきますが、今後の事務手続の上で部分的な修正や文言の訂正等の事態もあり得るかと思えます。そのときは私の方に御一任をちょうだいできるようにお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長 ありがとうございます。

それでは、事務局においてはマサバの太平洋系群資源回復計画の一部変更についての手続を進めてください。

ほかに事務局から何か報告がありますか。

事務局（小池） どうもありがとうございました。

本日の委員会では、先ほど会長のお話にもございましたけれども、本部会に設けられております太平洋北部会と太平洋南部会にまたがる計画であります「マサバ太平洋系群資源回復計画」について御説明させていただきましたが、ほかにも本委員会に関する計画がございます。これらにつきましては、明日開催される各部会におきまして、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」及び「ヤリイカ太平洋系群資源回復計画」、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」及び「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」、この4つの計画につきましては午前中の太平洋南部会において、それから「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」及び「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」につきましては午後の太平洋北部会において、それぞれ御説明させていただく予定でございますので、御報告しておきます。

澁川会長 明日の各部会で取り組み状況、検討状況について説明があるようでございます。また、計画の一部見直しなどもあるというお話でございました。いずれにしましても、明日の各部会、委員の皆様にはよろしくお願い申し上げたいと思います。

（ 2 ）平成18年度資源管理・栽培漁業関係予算について

澁川会長 それでは、2番目の議題、「平成18年度資源管理・栽培漁業関係予算について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局（大橋） 水産庁管理課企画班の大橋と申します。座ったままで説明させていただきます。資料2、「平成18年度資源回復計画関連予算一覧」というタイトルです。

1ページに資源回復関係の予算を交付金と民間団体向け補助金等も含めて網羅的に書いてあります。細かい字で見にくいと思いますけれども、基本的に従来と変わっておりません。

新規予算は少し大き目の字で書いてありまして、栽培漁業資源回復等対策事業と漁業共済基盤強化事業の2つが新規予算として入っております。漁業共済基盤強化事業と申しますのは、簡単に御説明いたしますと、優良漁業者、例えば資源回復計画参加者の漁業者に

対して共済金等を5%上乘せするという内容です。

3ページに「強い水産業づくり交付金」というのがございます。今年、平成18年度の強い水産業づくり交付金は、ハードにつきましては従来どおりでありますけれども、ソフト事業につきましては、昨年は柱が8つぐらいあったんですけれども、今年は資源管理関係のみということになっております。それ以外は、三位一体改革や地方6団体からの要望等もありまして、すべて税源移譲の対象になっております。約30億円が地方の一般財源として税源移譲されたというふうに聞いております。

8ページに「栽培漁業資源回復等対策事業（新規）」というのがございます。資源回復は、柱が努力量の削減、漁場整備、環境保全、そしてもう一つが種苗放流ということでありまして、その回復計画の一つの柱であります栽培関係についても一応税源移譲の対象になっておりましたけれども、今回、新規予算という形で要求しております。

中身につきましては、適地放流、どの場所で放流すれば種苗放流の効果が最も効果的にあられるのかということをやめる内容になっております。細かい内容につきましては、水産総合研究センターと、それから委託先が豊かな海づくり協会で行っていますので、その豊かな海づくり協会と水産庁、この三者で都道府県として実施しやすいような体制づくりを現在検討しているところであります。

予算の今後のスケジュールといたしましては、今、内々に新しい要領・要綱を都道府県の方に提示して、現在調整中でございます。正式な予算が近々に成立すると思われまので、成立後、正式な交付申請を進めていきたいと思っております。

以上です。

澁川会長 ありがとうございます。

何か御質問はございますか。ちょっと字が細かくて、年寄りにはだめですね。読めません。

最後のところで資源回復の話が出ましたのは、全く私的でございますけれども、私の所属する全国豊かな海づくり推進協会が補助を受けて実施することになっておりまして、日本全体を13海域に分けて種苗の放流を十分に組み合わせる資源回復のお手伝いをしようという予算でございます。概ね5カ年で予定されております。私が説明するのもはばかられますけれども、さようなことでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ほかになければ、次の議題に進みたいと思いますが、予算に関して何か御発言はございますか。

どうぞ。

澤口委員 資源回復計画でございますけれども、放流事業だけをやって、獲られている魚がどういう状況で獲られているかということ进行调查しなければ、せっかくの放流の効果がないと私は思うのですが、その辺の調査はどのようになされているのでしょうか。

事務局（大橋） 放流だけではなくて、例えば100尾放流して、そのうちどのぐらいが返ってきたかという放流効果調査もこの中に入っています。

それから、資源回復関係の予算については、各都道府県は地域提案メニューというものを提出することができます。例えば予算を100万円要求しましたら、そのうち2割については、うまく工夫して、ほかの事業を節約して、そちらの地域提案メニューに持っていくことができます。現在、栽培とか種苗放流は税源移譲になりますから、都道府県単独でやる事業、放流計画等は県がやりますね。放流効果があったかどうかを市場あたりで調査する、その調査費用は水産庁の交付金をうまく使って効果調査をすることができます。ですから、委員がおっしゃったことにつきましては、関係する都道府県の方々と相談すれば、そこら辺の効果の調査がうまくできるのではないかと考えています。

澤口委員 例えば市場の調査を本当にやっているのでしょうか。我々現場にいと、小型魚の水揚げが多いのではないかと私は常日ごろから思っているのですけれども、その辺のことは実際にやられているのかと知っているんですよ。

事務局（大橋） それは、栽培漁業課の担当がいませんのでわかりませんが、まずは関係する都道府県の担当の方々と相談していただければいいのではないかと考えております。

澤口委員 言葉の上では非常にいい言葉がいっぱい並んでいるけれども、実際はどうかということなんですよ。その辺のことをしっかりやっていただかなければ、本来の資源回復ができないのではないかと私は思っているんです。

事務局（大橋） 予算はついたけれども、実施をきちんとやれということですよ。

澤口委員 そうです。

事務局（大橋） はい。

澁川会長 澤口委員、どうもありがとうございました。基本をおっしゃっているのだらうと思います。

かつては、種苗を放せば、それが一定の事業だというときもありましたけれども、今や少ない予算で効果が上がるように努力をするためには、単に放すだけではなくて、さまざまな情報を寄せて、より効果が上がり、なおかつコストを安くしながら、どこまでやれる

か。時には関係漁業者の御協力を受益者負担という形をお願いしながらやっているような現状でありますから、みんなが懸命に力を合わせて取り組む方向であろうと私は思っております。そのように水産庁も心して御対応願えればと思っております。

それでは、予算はこれぐらいにしまして、最後にまた皆さんの御意見を伺うテーマがございますので、そちらの方に入らせていただきます。

(3) 特別テーマ「広域資源に関する漁場整備のあり方について」

澁川会長 3番目のテーマは「広域資源に関する漁場整備のあり方について」でございます。これは会長としてはものすごく気が重いのですけれども、今回の委員会から、回復計画だけではなくて資源管理に関する事項についても、委員の皆様のを要望を踏まえて情報公開や意見交換をしていくこととなっているわけです。本日は「広域資源に関する漁場整備のあり方」という課題でお話を伺いたいと、こういうことでございます。各委員の方々におかれましては、各県・各浜の地先でさまざまな漁場整備が行われていると思いますけれども、ここでは「広域資源」ということですから若干沖合の話になるかと思っておりますけれども、日ごろから御関心があるテーマではなかろうかと思っておりますので、活発な御議論をいただければありがたいと思っております。

いずれにしましても、事務局から話題提供をしてもらわなければ話が始まりませんので、事務局、話題提供をよろしく申し上げます。

事務局(大橋) 引き続き、大橋が説明させていただきます。資料3、タイトルが「広域種に関する漁場整備のあり方調査に関する結果概要について」です。

先ほど澁川会長からも御説明がありましたけれども、昨年10月の広域調整委員会でも、この広域調整委は沖合と沿岸の漁業者が席を同じくする場であるので、両者が共通の話題である問題について、資源管理という側面からいろいろ議論していこうということになりました。庁内でもどういうテーマにしようかということがありましたが、時期的に、今、別途、漁港漁場整備部の方で第2期漁港漁場整備計画を検討中でありまして、その中で沖合域の漁場整備についても検討するということがございます。漁港漁場整備部といいますと、どちらかと言うと土建屋さんの目から見た整備のあり方が中心なんですけれども、実際に漁場を利用するのは漁業者ですので、漁業者から見た漁場整備のあり方について、この場で議論してみる必要があるのではないかということで、これをテーマとさせていただきます。

きました。

資料の3ページにありますように、実際の漁場利用の実態や操業実態の話、漁場の利用・調整上の問題点、今後の課題や要望等についてアンケートをいたしました。3月の第1週にも日本海・九州西漁業調整委員会が開かれまして、そこでも同じようなテーマでアンケートをやりましたが、今回、太平洋についてやりました。基本的に出てくる課題は共通の部分が多いのですけれども、どういう結果になったかということについて御説明いたします。

1ページの「結果概要」のところで、利用・調整上の問題点等、主な論点について列記してあります。日本海・九州西広域漁業調整委員会の方でも似たような問題提起があったのですけれども、漁場利用について地元の漁業と大臣管理漁業との間の調整がなかなか難しいということなのです。

(2)に書いてありますけれども、調整が難しいから沖合域の漁場整備はやる必要がないのではないかと御意見もございました。長年の沿岸と沖合のいろいろな調整上の問題がありますので、寝た子を起こしたくないといいますが、そういう視点から特に問題はありませぬという回答が多かったのですけれども、それは裏返して言えば、長年の調整でやってきたわけだから、今さらその調整をひっくり返すことはしたくないということもあったのではないかと思います。

ただ、(1)の括弧内に「(調整例もあり)」と書いてありますけれども、うまく調整が進んで、浮魚礁を沖合に設置した例があります。これは宮崎の方でうまくいったというふうに聞いています。最初はいろいろ紆余曲折があったらしいのですけれども、当時の宮崎県の課長などがいろいろ御尽力いただきまして、調整がうまくいったと聞いております。

それから、(3)です。これも日本海でありますけれども、事前通報なく操業水域に魚礁が設置されて、たまたま沖合の漁船が網を引いていたら、どうも引っかかる。どうしたのだということで聞いてみたら実は魚礁が設置されていてバリケードみたいになっていたという話をしている人もいますけれども、そういうトラブルの例があった。

他方、(4)にありますように、これは高知の叶崎沖合のヤリイカの漁場ですが、沿岸と沖合の間でうまく事前調整ができて、協定等によって漁場のすみ分けによって共存した操業ができているという報告もあります。

(5)は特に漁場整備等とは関係なくて、むしろ漁場利用についての問題だと思うのですけれども、漁船の馬力や技術・能力等の性能がかなり向上して、沖合漁船が操業できる

海域まで沿岸漁船が操業するようになったので、漁場が専有されて沖合漁船の方が漁場変更を余儀なくされたというケースも報告されております。

2 ページにまいりますが、今後の課題と要望について幾つか論点をまとめました。

(1) は、漁場整備をやるのだったら、基礎的な調査や知見についてきちんと調査することが必要ではないか。ただ単に魚礁を設置するとか、そういうことをしないで、それをやることによってどういう効果があるのかという事前の調査も必要だと。これはもっともなことですが、そういう課題が挙がっております。

(2) として、多種多様な漁船が沖合域の共通の漁場で操業するわけですから、どんな船がどんな漁法でどんな魚を獲っているかということは、情報の交換や情報を共有することが大事なのではないかと。

それから、これは日本海・九州西の方でも出ていましたが、例えば広域資源に関する資源回復計画は国が実施主体であり、沖合域についても広域の漁業資源なのだから、資源回復計画と同じように国がリーダーシップをとって事業を進めるべきであると。特に国が直轄でといたしますか、共有漁場なのだから、それは国が責任を持って事業をやるべきではないかという意見が出ています。

この関連で、三河湾に中山水道がありますが、港湾法上、あそこは開発保全航路ということになっております。大型の船が通るときに、下の方に砂がたまってなかなか通れないということで、国土交通省では、三河湾は潮の流れが悪くてヘドロや生活排水等によって非常に汚染されているため、水道にたまった砂を掘削して、汚染されたヘドロの地域にきれいな砂を覆砂して、漁協等とも相談しながらやったんですけれども、アサリの資源が回復したという報告もあります。これは水産庁ではなくて他省庁の事例ですけれども、国土交通省の場合、港湾の整備は国が直轄でやっていますが、海域保全事業という他省庁の直轄事業で水産資源が回復した例を報告させていただきます。

それから、(4) は沖合域での魚礁設置を希望ということでございます。和歌山県の紀伊水道沖で気象観測用のブイ、これも他省庁の観測用のブイだと思うのですが、それをやったところ集魚効果があったので、そういう魚礁を設置してはどうかという要望が出ております。

(5) と (6) は、非常にユニークといたしますか、こういう視点も大切だと思うのですが、資源回復計画も種苗計画が一つの柱になっておりますけれども、海洋環境が整備されていないと種苗の効果も全くありませんと。こういう意見は日本海・九州西では特に

提起されていませんでしたけれども、太平洋の方で出ておりました。種苗の発育段階に応じた漁場整備が必要なのではないか。(6)も、魚礁や浮魚礁は必要であるが、既存漁場への影響も考えて、計画策定段階での関係者の合意形成が最重要課題だということです。集魚効果がある魚礁をやれば、当然、既存の漁場にいた魚も魚礁や浮魚礁に全部集められてしまって影響があるので、魚礁を設置することによる他の漁場への影響も考えるということだと思います。

最後の(7)は、日本海の方でもありましたけれども、共存共栄を目指した建設的話し合いが必要ということです。

要約すれば、沖合域の漁場整備をやる場合には、とにかく関係する漁業者が事前の情報の共有化や合意形成が必要だということだと思います。

以上です。

澁川会長 大橋さん、どうもありがとうございました。

さて、今日お見えの皆さんもアンケートにお答えになって、御意見を出された方もおいでになるかと思えますけれども、2枚にまとめていただきました。

沖合域の漁場整備といっても、イメージがどんなふうにわいてくるのかということがわからないままに意見交換をすることはなかなか難しいことだと思うのですが、ただいまの事務局のまとめも踏まえて、何でも結構です。そういうことで定義が必ずしも定かでないままでも、とりあえず出せるだけの意見を出していただいて、もし議論がうまく回るようになれば議論をするというような進め方でやらせてもらおうかと思うのですが、どなたか皮切りでお話しただけですか。

外記さん、どうぞ。

外記委員 沖合域の漁場整備ということで私も最初は何の話かなと思っておりましたけれども、今の説明を聞きましたら主として浮魚礁の関係のようでございます。この浮魚礁は、沖縄で始めてから大変効果があるということで、最近はいろいろなところで設置する動きが出てまいりました。その際、小型船の場合には自分の走れる距離の中で操業しているわけでございますけれども、設置をすることについての事業費を都道府県が負担したり、あるいは単協が負担してやっております。したがって、自分たちが設置した漁場なのだから、ほかの県の小型船は操業してはだめだというふうなことがございました。当然私もそういうふうに考えますけれども、公海への浮魚礁の設置については、事業費はその方たちが出したのだから優先はその方たちにあると思いますけれども、費用を出した方々が

全くいないときにはほかの皆さんにも操業させてよろしいのではないかというふうに考えておりました。ところが、その議論がなかなかまとまらず困っておりましたけれども、そういう問題が出たときに、水産庁としては仲介をしてくださる考えがとおりでしょうか。

澁川会長 答えられないでしょう。答えられますか。

事務局（大橋） 基本的に関係者の合意といいますか、関係者間で意見調整するものだと私は思っています。魚礁の設置の方法によると思うのです。日本海の方でもその意見がありました。それは沿岸ですけれども、魚礁を設置したらしいです。そうしたところ、委員会指示で遊漁の連中は利用してはいかんということがありました。しかし、遊漁の方々から言わせると、これは公共でやった、国民の税金なんだから、我々もタックスペイヤー、納税者として利用する権利があるのではないかという話が出ました。

今の話で答えになっているかどうかはわからないのですけれども、金を出した人とそうでない利用する人がいるわけで、その前提となるのは、水産物が無私有物であるから、獲るのは金を出した者に優先権があるんだという意識があると思うのです。でも、水産物が無私有物でなくて国家の財産であるというふうに考えれば、それを利用するに当たっては、とにかく関係者間に広く意見を聞いて、調整する必要があると思います。

その場合に仲介をするものは、中立的な立場である国がやらざるを得ないのではないかというふうに私個人としては考えます。だから、あとは仲介をする際のルールといいますか、ガイドライン、それぐらいは国がつくる必要があると思っています。ですから、多分国の役割というものは、関係する漁業者、遊漁者も全部含めて議論する中立的な場の提供とか、そういうものになるのではないかと私は考えます。

外記委員 話し合いが大事ですから、できるだけ話し合いで解決をするというふうになるとは思いますけれども、靖国神社と同じように、どうしても解決できない場合もあると思います。そのときには、水産庁が、常識的に、お互いに譲るべきだという話をしてくださることがいいのではないかと考えまして、お尋ねいたしました。

澁川会長 外記委員、ありがとうございました。

水産庁といっても大橋担当が個人的意見を開陳したということと、今の段階では、つくっていただいて、次の議論に結びつけば、なおいいですね。

金丸委員さん、どうぞ。

金丸委員 先ほども宮崎県にはよい例があるという話もありましたが、浮魚礁については、本県はかなり歴史が古いんです。もう20年以上前になるとは思いますけれども、最初に

パヤオといいますか、浮魚礁で問題になったのは、沖縄県との問題なんです。沖縄県は、従来、非常に簡単なパヤオ、10万とか20万ぐらいの経費で、ロープに竹を結びつけるような格好で島とか瀬の周辺にたくさん入れていました。本県のカツオ・マグロは、南の方はあっちの方が漁場になるものですから、初めはあまり問題なく利用させてもらっていたんですけれども、昭和60年ぐらいだったでしょうか、非常に排他的な格好で委員会指示を出された。それで、うちの県は非常に困りました。だから、宮崎と沖縄、そして鹿児島県も含めた3県協議会みたいなもの、業界あるいは県も入って調整をするものをつくりました。その当時、委員会指示の権限がそういった領海の上まで及ぶのかという話もありました。入れる人は経費を負担しているという考え方もあるのですけれども、その辺は話し合いで何とか解決できんかということで、もちろん水産庁の方のあっせんもありました。私もその当時は出ていっていろいろ話をしましたが、結果的には、当時は188対10ぐらいだったでしょうか、魚礁の数が非常に多いものですから、本県が10ぐらいの割合で、その場所に入れる、あるいは使わせてもらえるということで、一応の了解が得られた、そういうことが一つございます。

それから、本県は、黒潮が東側にずっと流れていっていますし、島もありませんから、浮魚礁といいますか、魚をとめるものがどうしても必要なんです。ですから、現在、30kmとか40km沖合に、「うみさち」という名前で5つほど浮魚礁を入れてあります。これについては、高知県船、それから愛媛の船もございますけれども、そういったところが引き縄等で漁場にしておりますので、内部では自分たちが入れるのだから他県には使わせなくてもいいじゃないかという議論が非常にありますけれども、公海上はできるだけ関係者の合意に基づいてやるべきではないかという話になりまして、これは委員会の承認制ということでやっておりますので、その辺は一応円満にしているのではないかと思います。

ただ、もう一つ、これはうちの船だけではないのしょうけれども、東京都の八丈島周辺にも出ていますね。これはもちろん集魚場として使うのではなくて、瀬付きのものを定期的を使うような漁場になっています。ここに最初は平成15年3月に2基入れて、今はたしか6基ぐらい入っていると思います。そういうところで20トン以上の近海カツオ・マグロの船あたりが制約を受けるような状況になっていますので、うちの内部では、こういったところを委員会指示で制限されるということであれば、実際にそこを使っている各県の意向も聞いていただきたいという要望はございます。

ただ、こういう問題で業界が委員会なり県に陳情してきて、すぐ動いてくれということ

ではないのですけれども、業界自体はそれぞれの団体がありますから、そこでの働きかけはあると思うのですが、県の方としてまだ統一してということではないんです。同じ委員さんの中にもカツオ・マグロの船主もいますから、そういった話を聞きますと、これは何とかならんだろうかという話もございまして、いい面と悪い面がある。ですから、うちの県は自分のところの魚礁も入れているし、よそも使うものですから、それもあわせて考えないと、一方的に排他するわけにもいかんのではないかという考え方になっております。

以上です。

澁川会長 ありがとうございます。

ものすごく立体感のあるお話をちょうだいしましたが、今のようなお話はほかにございますか。

福島さん、お願いします。

福島委員 お隣の金丸さんがおっしゃったような話と全く同じですが、私たちは北部まき網海区の中に東京とか島の周辺に設置したものが、ここ3年ほど、海区の外はいいんですが、海区の中に設置をした後、委員会指示で設置したので了解してもらいたいと。そういう事後報告がこここのところ2年ほど続けてございます。今年もまた、カツオ・マグロの漁になりますと、その漁場を利用するわけです。

沖の話をいろいろと聞いていますと、設置する方の立場からすれば、当然効果のあるところにそういうものを設置するわけでありまして、意味のないところにするわけではないんですけれども、我々としては、事前にある程度話し合いの場を持って……。結果的にそうなるとしても、やられてからでは、もう手遅れですということになる。そうすると、漁師は大体気が短いものですから、すぐ頭に血が上りましてカッカするわけです。ですから、そういうことを仲介する立場にあるのが水産庁であるならば、そういう情報が入ったら、早目に教えていただければありがたいと思います。

以上です。

澁川会長 ありがとうございます。

ほかに。

竹内さん、どうぞ。

竹内委員 東京都の竹内です。金丸委員と福島委員から東京都の八丈の話が出ました。私が会長になる前の本城先生の時代、最後の年に出したわけですが、金丸さんは宮崎県で公海域に魚礁を入れていると言われましたけれども、我々も好きで入れているわけ

ではないので、話し合いをお願いしております。しっかり話し合いをしてということで漁業者にも説得をしているんですけれども、なかなかうまくいかないで、やむを得ず出した。何か自己弁護をしているみたいですが、一応最終的には出しました。

そのほか、隣県の千葉、それから静岡の方々が来る沿岸の漁業について配慮して、最終的には使っていないときはどうぞという形にしました。

それから、大臣許可との関係では、今もまだ話し合いを続けていまして、話し合いで一応の協定ができれば委員会指示はやめようという形でやっています。

それと、これは水産庁にお話ししたいのですが、島の周り何マイルが我々の領海なのかということを知りたいんです。金丸委員が言われた宮崎の漁場は、宮崎の沿岸からたしか30マイルぐらい離れていますね。八丈の場合は一番遠いところで、たしか10.7マイルだったでしょうか、それぐらいです。だから、いいと言っているわけではないですよ。そういうことではなくて、東京都のボスは国粋主義者ですから、50マイルぐらいは東京都の領海だと言うかもしれないですね。それは私は関係ないと思っていますけれども、沿岸漁業も大きい船は八丈でも沖へ行っているんですよ。小さい船、それと年長の方が、沿岸で、いつでも行ける場所が欲しいんだということで、ああいうものをつくらざるを得なかった。最初の2基は実は町の予算で入れています。その次の4基については東京都の補助事業で入れています。どうしても行政当局から言われているので、そういう形にしています。

しかし、何度も申し上げますけれども、話し合いをしたい。そして、話し合いの上でちゃんとルールを決めていきたいというふうに私自身も考えております。東京都の漁業調整係の人たちにもそういう話をしておりますので、よろしく願います。

澁川会長 どうもありがとうございました。

今日のこの場はたくさん御意見を伺うということでございますが、県の領海の話だけをいただければ幸いです。

長谷室長 先生も御存じのとおりですが、資源管理なり漁業調整上の必要があって県が取り締まりをしている範囲ということで、戦前の大審院判決から基本的に委員会指示の範囲も県の規則と同じような考え方になっているということで、東京都の場合はそれが30海里ということで運用されているかと思っておりますけれども、そういうことでございます。

せっかくマイクを取らせていただきましたので一言言わせていただきますと、話し合いが大事で、外記さんが言われるように、トラブルがあれば、先ほど宮崎の例もありましたように、これまでも仲介をさせていただいております。ただ、トラブルがどんどん出て、

仲介しろ、仲介しろという話ではなくて、事前に調整をよくして合意を形成してやっていくことが大事だと思います。漁港漁場整備部も来ておりますけれども、冒頭にありましたように沖合域なり広域資源に関する漁場整備も検討しております。整備する場所が沖合に出れば出るほど、こういう問題が出てまいりますので、他県との関係か、沿岸と沖合の関係とか、その漁場を使っている、あるいは許可水域になっている関係漁業者間の事前の調整をしっかりとすることを皆さんの共通認識にさせていただいて、そういうものを漁港漁場整備部の方につないでいくことが大事なのではないかと思っております。

澁川会長　そういうふうに言うと終わってしまうじゃないですか。

水産庁から一定の話が出ましたので、ここで漁港部の方からお話を伺いたいと思います。

漁港漁場整備部（間辺）　御紹介いただきましたので若干話させていただきたいと思いますが、漁港漁場整備部整備課の間辺と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は、漁場整備を行うに際しての利用・調整のあり方について御意見をお伺いできればということで参加させていただきました。

漁場整備につきましては、従来は沿岸漁場整備開発法という法律に基づいて実施してまいりました。現在は、平成13年6月の漁港漁場整備法の改正を受けまして、従来の漁港・漁村の整備と沿整事業を一体化して、一つの長期計画のもとに一体的に事業を実施しているという状況になってございます。そのときの法律改正におきまして、漁場整備に係る事業については、従来は「沿岸漁場整備」というふうに「沿岸」という言葉がついていたのですけれども、この際に単に「漁場」という文言に変わっている関係から、法律上は沿岸に限らず沖合でも漁場整備が可能という法律体系になっているということでございます。

ただ、今もいろいろお話があったように、これまで漁場整備につきましては沿岸の地先海域を中心に実施してきておりまして、共通の水産資源の利用や共通の漁場利用の認識があっても、隣接県や漁業者間の利用・調整等の問題もありまして、県境をまたがる海域とか入会操業海域や沖合海域においては未整備のままになっている状況でございます。このようなことで、平成18年度予算におきましては、資源回復計画制度や栽培漁業の都道府県連携等の広域的な取り組みと連携した予算を一つつくりまして、複数の事業主体による漁場整備ができるように、まず調査から始める予算を確保したところでございます。

先ほど大橋さんの方からも御紹介がありましたけれども、現行の漁港漁場整備長期計画は平成18年度が終期となっておりますので、その関係で、現在、漁港漁場整備に係る有識者委員会　実は本日も同じ時間帯で開催しているのですけれども、その委員会を開催して、

見直しを進めている状況でございます。その委員会の中に幾つか分科会みたいなものをつくっていて、都道府県の漁港漁場整備担当の方にも入っていただいて、いろいろ御意見を伺っているところでございますけれども、その中で、現在の我が国周辺水域の厳しい資源状況を考えると、生息環境の整備と栽培漁業及び資源管理を有機的に連携させていくことがますます求められるということを掲げた上で、沿岸域だけではなく沖合域での水産基盤整備を進めるとともに、地域ごとに栽培漁業資源管理との個別・具体的な連携を念頭に置いた整備を進める必要があるというような中間的な報告が出されているところでございます。

さらに、沖合漁業など漁場が広範で複数県にわたるものについては、国の直轄事業制度の創設などに取り組む必要があるとして、その際の関係県の費用負担、事業に係る漁業調整の枠組み等について検討すべきというような報告がなされているところでございます。

現行の漁港漁場整備法では、国による漁場整備は法律上できないことになっておりまして、国が主体的に自ら事業をやるということになりますと漁港漁場整備法の改正が必要となるというのが現状でございます。

そういうことで、まだ検討に着いたばかりのところなんですけれども、漁港漁場整備部では、水産庁の関係課に御相談させていただきながら、今後の漁場整備のあり方について検討しているところでございます。

そういう意味で、本日は漁業調整が非常に難しいということを改めて再認識させていただきまして、ありがとうございました。今後、今日のような議論も踏まえてさらに検討を進めていければと考えております。

どうもありがとうございました。

澁川会長 どうも御苦労さんでございました。

ただいま漁港漁場整備部からお話ございましたけれども、御質問はありますか。

磯部委員 漁場整備と一言で言いましても、これはなかなか大変で、地元の意見を聞きながら、そして海区、地域、これが一番大きな問題になると思います。ただやたらにあっちもこっちもやるというふうに、国の莫大な資金を投入して、やればよいというものでもないと思います。それで、各地域、各海域がどうしてもここをやってもらいたいという場合は水産庁も積極的に手をかしてあげたらいいと思うんです。

先ほど八丈島の浮魚礁のことで竹内会長も言われたけれども、私も、1都3県、いろいろ会議があって、委員会指示ということは聞いて、まことに申しわけないですけれども、

何ですぐ委員会指示が出たのかという率直な意見も神奈川にあります。委員会指示というのはなかなか出せないだろうと思いますけれども、今、八丈の周辺には6基入っているわけです。それが御蔵、三宅、神津、新島、大島の方に波及することが一番怖いということで、それは絶対にやってもらわないように申し込んでありますので、失礼ながら、竹内会長にもその点をひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

澁川会長 どうもありがとうございました。

網本委員、どうぞ。

網本委員 和歌山の網本です。アンケートの中にもありましたが、沖合の漁場整備の要望について、(4)に「沖合域での魚礁設置を希望」というふうに挙げていただいておりますが、和歌山と徳島間の紀伊水道外域は昔からトラブルがあった区域でございますが、現在、和歌山中まき連合会と徳島漁業者との間で入会海域として協定を結んでおりまして、多少は競合する場合がありますが、特に大きなトラブルもなしに推移している。

この海域自体は、紀伊水道の沖合からずっと深場を通過して浅いところへ駆け上がってくる比較的よい漁場ですが、この地点自体は、大型の天然礁とか、もちろん魚礁は全然ない。旧運輸省の観測ブイが真ん中辺よりちょっと和歌山寄りに設置されて、これは浮魚礁としての効果が非常にあった。これについては、和歌山の一本釣り、徳島の本一本釣り、主に引き縄中心、ヨコワ類を中心に非常によく釣れて、多くが利用した場所でもあります。運輸省の方が観測ブイを引き揚げてからは、こちら辺にこれといった漁場がない。また、この漁場は浮魚礁でしたが、この周辺でまき網としてもアジやサバを結構獲った。

そういう経緯の中で、徳島と和歌山でいろいろ競合する問題がいろいろありましたので、その中間点あたりに、どういう格好の魚礁になるかはわかりませんが、ある程度一本釣りも利用でき、まき網も利用できるような大型の魚礁を設置してほしいと、そういう要望が結構あるので、今後、沖合の漁場整備ということで考えていただきたいと思います。

澁川会長 ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

左海委員 徳島の左海でございます。今の浮魚礁の話ですが、徳島県の南部の方では、凧のいいときには100隻ぐらい、カツオ一本釣りから引き縄船が出ておりますが、徳島県では1基あるのみで、去年はそんなについていなかったんですが、一去年はキハダマグロがすごくつきました。それと、日和佐からサウスに20マイルのところと、それからまたサ

ウスウエストに高知のブイがございますが、その2つにカツオとキハダマグロがつきまして、かなりの水揚げをしたと思いますが、高知県さんは、自分のところのブイに他県の船が行った場合は、今年までは引き縄で8000円か1万円ぐらいだったと思います。そして、竿釣り、一本釣りが2万5000円ぐらいだったと思います。そういうふうに徳島県はお金を払って行くわけです。徳島県は1基ということで、徳島県の方はお金も取っていないという状態でございます。

それと、室戸沖に高知県の「黒牧10号」というものがありますが、今のように燃油の高い時期に、いい電話をとっているんです。行くときは、行く前に必ず電話をするんです。そうすると、風は何メートル、潮流は何ノット、水温は何度ですというふうに教えてくれます。燃料が高いときに、それはすごくいいことだと。徳島県も、1基ある中で、そういう電話が一つ欲しいなと思ひまして、要望です。

澁川会長 それでは、叶谷さん、どうぞ。

叶谷委員 福島県の叶谷です。私は、魚礁といってもちょっと違うといいますが、いわゆる鉄塔の魚礁です。うちの方にはガス田がありまして、帝国石油がそこでガスをとっているということで、約30年間、ここを引用していたのですが、最近ガスが出なくなったので井戸はやめようということになりました。そこで、その鉄塔は高さが130mぐらいですから、それを真ん中からぶつ切りと切断して、それを魚礁に転用したらどうか、これはよかろうということで、うちの漁連を中心にして始まったんです。ところが、沿岸漁業すべては賛成なんです、一部の沖合底びき、まき網が反対を唱えている。

その場所は、広域漁業調整委員会が発足したときにヤナギムシカレイの保護区域設定ということで、今は禁漁になっているわけですが、禁漁区に設定する前は刺し網とか底びきで大変な漁獲高があった。30年間ですから、いろいろな付着物がついて、資源の保護、あるいはまた資源の回復にも大きな役割を果たすのではないかと、このように考えているのですが、そういう反対もあったということで、なかなか……。ただ、事例としては新潟県の方で鉄塔の魚礁があるように聞いているのですが、水産庁の方でその辺について把握していれば、ちょっとお聞きしたいと思っております。

澁川会長 日本海委員会で何か話は出ましたか。今はどうも難しいようですから、情報があれば、また……。

叶谷委員 もしも情報があれば、ちょっと教えてほしいなと思います。よろしく願います。

澁川会長 どうもありがとうございました。

さて、ほかにいかがですか。

宮本さん、どうぞ。

宮本委員 愛媛の方で底びき網をやっている者ですが、漁場整備については沖合と沿岸漁業者の皆さんとの共存ということで、「結果概要」の(4)に成功事例として御紹介いただいております。こういう形で共存できる状態はいいのですけれども、実は高知沖、足摺岬の東側、いわゆる土佐湾の海域ですけれども、もう10年前、20年前になるでしょうか、そこでいわゆる「シイラ漬け」という浮魚礁、孟宗竹を4～5本束ねたものを海底に錘をつけて浮かしている。これは十数年前に沖底との話し合いの中で10月いっぱい撤去するという約束といたしますか、指導といたしますか、そういうことをしていたのが、ここ数年、11月になってもほとんど残った状態です。以前はロープ類が化学繊維でなかったのが自然になくなっていったのだらうと思いますが、今は化学繊維なので人為的に撤去しないとなくなならない。それが我々の操業区域の中にかかり入っているという状態で、それにひっかかると操業にならないということで、毎年のように沖合の方から会社の方に何とかならないかという情報が入っております。そういう意味で、かなり年数がたっておりますので、改めて話し合いの場を持っていただければなど。以前は瀬戸内の調整事務所の仲立ちで話し合いをしたと思いますので、そういう形でできればと思って発言しました。

澁川会長 宮本委員、御苦労があるようですけれども、個別の話はそれなりに扱うところがありますので、お話を伺うということにさせていただきたいと思います。

そういうことで、事例的にこういう問題があるというような話として、ほかに具体的な情報を御開示いただければありがたいのですけれども、もう時間もほどほどになってまいりました。

まとめなければいかんという話も事務局からいただいているんですが、これはもともとまとめようのないものだと思います。いずれの話をお伺っても、漁場といたしますか、日本の沿岸域、沖合も含めて、これだけ稠密に利用されているところは世界じゅうでもそうそうないと思われる中で、一定の事業展開をしようにも、その関係者が全くいないという話などは想定しがたい話だろうと思うのです。お話を伺っていますと、いずれも関係者の間で事前に話があったかなかったか、あるいは一定の話し合いがなされたかどうか、その辺の出発点にかかわるところが大きいのではないのでしょうか。それが十分なされていなかったということが、さまざまなひずみを生んでいる、そういうお話があったと思います。

もう一つは、漁場利用の実態とか、お魚の分布状況とか、さまざまな事前の調査が不可欠だという話に行くのでしょうけれども、いずれにしても、国の直轄事業、沖合は特定県で事業を決めていくという話はなかなか難しいわけです。国のかかわりがおのずから大きくなっていくことは間違いない話でしょうから。そういう意味で、気配り・目配りを特定の組合さんとか、あるいは県に負担を寄せるという話がなかなかできないとするならば、国の役割は相当大きなものがある。

こういう整理になっていくわけですが、先ほど申しましたように、その対応は極めて慎重を要するのではないかと。特に構造物の設置などは、物にもよりますけれども、特に見えないところで お魚さんは見えているのでしょうけれども、一たん事業が進みますと、その後どうこうするというわけにはいきませんから、事前の十分な対応が求められる。その辺を踏まえて、国がどうかかわっていくかというような話になるだろうと思われま

す。先ほど漁港漁場整備部さんの方で説明がありましたので、これからも検討が進捗していかだろとうと思ひますけれども、できましたら、これからもこの委員会でお話をちょうだいできれば、委員の皆様方もそれなりに適切なアドバイスもできるでしょうし、新たな情報も入手できるということになるでしょうから、ぜひともよろしくフォローのほどをお願い申し上げたいと思ひます。

(4) その他

澁川会長 それでは、その他の議題に移らせてもらいます。

委員の皆様方から何かございますか。

磯部委員 たびたび済みません。報告みたいなことですが、この間、サメ、イルカその他の被害に遭ったわけですが、計画案に載せてもらって、どうもありがとうございました。

先月、テレビでも千葉県方面でサメ退治をしたという報道がなされて、よく見ていましたけれども、約400人、午前6時より100隻の船が出て、房総沖一本釣り漁業者が水深150mぐらいのところでは192匹獲ったということです。漁業者も努力しているが、まだまだサメの被害が多く、サメもアオザメ、モウカザメ、オナガザメ、ネズミザメと、いろいろな種類があるんです。費用も結構かかったと思ひますが、よろしく見てやってください。

もう一つは私の水産物に対する考えであります、簡単に申し上げたいと思ひます。

日本は現在、水産物については90%を輸入に頼っていると聞いております。昨年の輸入高は金額にして1兆9000億、主に世界の魚が中国へと話題になっております。13億の国民所得が向上すれば、日本と競り合うこととなると思われます。

そこで、日本の自給率を向上するために大変な努力が必要となりますが、平成13年6月、国が制定した水産基本法にも明記されてはいますが、官民一体となって努力しなければならないと思ひます。

冒頭、水産庁長官からサバの話も出ましたが、サバなどはむしろ中国の方が現在は値段がよくなっていると聞いております。水産物の自給率向上のために漁業者たちをもっと大事にしていただき、漁業者に対しての認識を深めるよう、よろしくお願い申し上げます。でき得れば、サバは輸出を禁止したいと我々は思っています。でき得ればですよ。そういう考えの漁業者もあります。これからの日本は、自分で獲った魚は自分で食べられるようにしないとイケないと思ひますので、そういう漁業者の認識、やさしさを持って、水産庁の方もよろしくお願いいたします。

以上です。

澁川会長 貴重な御意見でございますが、武田課長さん、何かありますか。

武田課長 サバの輸出についてお話がございましたけれども、自給率といひますか、自給力と言った方がいひかもしれませぬけれども、輸出余力を持っているということは、ある意味で、いざというときの国民に対する食料の供給力を確保しておくという意味合ひがござひます。もう一つ、単純な数字の上での計算上は、輸出の分は自給率の数字を引き上げる方に働くわけで、その二つの意味から輸出は必ずしも悪いことではないというふうに思ひております。サバの輸出も、たくさん獲れたものの中で、サイズの日本では餌用にしかならなくて値段が出ないようなものが、中国の方に輸出すればそれなりの価格で売れる、そういう意味で経営にプラスになる部分もござひます。誤解があつてはイケないのは、サバはTACで管理してはいますが、そういった中で小さいものを獲るといひことではなくて、獲れた中でのそういったものの有効利用という観点からも、少しでも高く売れる方に輸出をするといひことは意味があるのではないかと思ひてはいます。

一言、説明だけさせてはいただきました。

澁川会長 課長、どうもありがとうございました。

ほかにござひませぬか。よろしいですか。

それでは、事務局から次の委員会の開催予定について説明をお願いします。

事務局（小池） 次回の本委員会でございますけれども、例年と同様、10月、秋ごろの開催を考えております。日時・場所につきましては、会長をはじめ委員の皆様の御都合もお聞きしながら、追って調整の上、御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

澁川会長 次回の委員会は10月ごろに予定されているとのことでございます。委員の皆様方には、よろしくお願い致します。

それでは本日の委員会はこれで閉会したいと思います。委員各位、そして御臨席の皆様、ありがとうございました。さまざまな御意見をちょうだいして、特別テーマにつきましても活発な御議論が出たと思います。

なお、議事録署名人の宮崎県の金丸さん、鈴木徳穂さん、よろしくお願いを申し上げます。後ほど議事録が送られると思います。

それでは、これもちまして第6回太平洋広域漁業調整委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会